

アンケートのお願い

1. はじめに

公益法人を運営されている代表者各位にアンケートをお願いするにあたり、最近の公益認定の実状を知っていただく必要があると思い本書を差し上げる次第です。

私は、これまで4つの一般法人を代表者となって設立し、いずれも内閣府に公益認定申請をし、内閣総理大臣から公益法人として認定受けました。この4法人の公益認定申請に関して最近の公益認定申請の実状を詳しく知って頂きたいと思っておりますので詳しくご説明いたします。

2. 公益法人設立の経緯

私は、平成8年に、著名な画家の遺族から公益財団法人を設立して遺産を寄付したいと相談を受けました。

当時の財団法人の設立は、民法に定めがあり、主務官庁に申請して許可を得ることが必要でした。主務官庁である文部省に行き財団設立について相談した文部省の担当者と再三再四にわたり協議を重ね、協議開始から6ヶ月以内で財団法人として設立許可されました。

その後、法人法が改正された後の平成21年2月に一般財団法人千賀法曹育英会を設立し、設立直後から奨学生を募集し1年の実績が出来たので平成22年3月30日に内閣府に対し公益認定の申請をしました。

公益認定申請前に内閣府に相談に行き、内閣府が公表しているマニュアルに従って公益認定申請書を作成し申請しました。公益認定申請後内閣府より2回ほど質問があり若干の補正をただけで、

同年7月9日に公益認定されました。このときは、公益法人法が制定された直後であり、内閣府の対応は温かく親切であり、申請後100日で公益認定がなされ迅速な手続がなされたことに感謝しました。

この2つの公益法人設立手続を行った経験があるので、公益認定取得に関してある程度詳しいと思っていました。しかし、これまでの旧法時代の財団法人の設立、千賀法曹育英会の公益認定申請に際して公益財団を設立するには一定額以上の財産を寄付する必要があると思っていたので、改正になった後も公益認定は非常に難しいものだと思っていました（ちなみに千賀法曹育英会設立のとき賃貸用区分建物7戸を寄附して設立）。

その後平成26年に一般社団法人シニア総合サポートセンターを設立し、設立直後に公益認定の申請を内閣府に相談に行ったところ、実績を作ってからにしてもらいたいという趣旨のことを言われ公益認定の申請を見合わせました。

同様に平成29年に一般財団法人千賀国際育英財団を設立し外国人留学生に対する奨学金給付の事業を行っていましたが基本財産が少ないので公益認定の申請を控えていました。

令和3年2月新型コロナで自粛する毎日が続き、新しいことに挑戦したいと思い公益認定に関して勉強しました。公益認定関係の書籍を数多く読み、特に「公益認定の判断基準と実務」(出口正之著)は、公益認定の申請に関しわかりやすく、公益認定の申請及び運営についてこれまで思っていた程困難なものではないことがわかりました。公益法人の設立には、まず一般社団法人・財団法人を設立したうえで、何らの実績がなくとも直ちに公益法人の

許可を担出できることや一般財団法人として300万円を基金として設立できることがわかりました。そこで、これまで公益認定の申請を控えていた一般法人の公益認定申請をすることにしました。

3. 公益認定の現状

(1) アジア共生教育財団（略称・アジア共生）の公益認定取得

一般財団法人千賀国際育英財団の名称をアジア共生教育財団と変更し、事業目的に外国人技能実習生の監理団体及び研修事業を追加し、令和2年7月19日に内閣府に対し公益認定の申請をしました。

同年8月24日内閣府の担当者から申請に関し「確認し修正頂きたい点がいろいろありますので、ご質問をまとめさせていただきたい点がいろいろありますので、よろしくお願ひします。」という丁寧なメールが届きました。

その後9月4日担当者から申請書類に関し27項目にわたる質問書が送付され、同年9月30日までに回答するよう求められました。内閣府から要請があった書類の訂正等を行い、9月11日補正を行ないました。その後担当者から、運営上の問題点を含め色々質問があり、公益認定申請に関係のない細かい点まで質問がありました。しかし、申請する立場としてできるだけ早く答申を出してもらいたいということから全てできるだけ迅速にその都度回答しました。申請から公益認定までに、担当者とのメール交換は82回、メールを含めて提出した書類は386ページになりました。

しかし、コロナ禍の中で、担当者は公益認定をできるだけ早く処理するという気持ちが伝わってきて、公益認定申請して約5ヶ月後の同年12月16日公益認定されたときは感謝しました。

(2) シニア総合サポートセンター（略称・3S会）の公益認定取得

ア 設立から公益認定申請まで

平成26年2014年4月に高齢者の身元保証等総合的にサポートする一般社団法人シニア総合サポートセンター（3S会）を設立しました。

前記の通り3S会設立直後内閣府へ公益認定取得について相談に行き、そのとき内閣府の相談員から、高齢者の身元保証する法人として、平成22年7月1日に日本ライフ協会が公益法人として活動していることを聞くとともに、3S会の公益認定申請は、法人としての活動実績を作ってから、申請することを勧められたので、公益認定申請を見送りました。その後、日本ライフ協会の理事長が会員からの預かり金を業務上横領したことより経営が破綻し、多くの被害者が出て、同法人は、平成28年3月18日公益認定が取り消されました。

日本ライフ協会の破綻により同協会が会員からの預かり金が返還できないことになり多くの被害者が出て社会問題となりました。

このことから、3S会は、身元保証を希望する人が安心して入会できるよう会員からの預かり金を信託会社に預ける方式を採用するとともに、会員に対する債務を私が代表取締役をしている株式会社虎ノ門法曹ビルが連帯保証するという制度を設けました。このような制度を採用したことにより、会員が増え、平成29年から家庭裁判所から法定後見人の選任を受けるようになりました。

令和2年には会員数が1,000人を超える規模となり、銀行や生命保険会社と提携することができ、法人設立当初から会員がより安心できる組織とするために公益法人とすることを考えていたので、令和2年8月19日内閣府に公益認定の申請をしました。

3S会は、公益目的事業として（公1）身元保証・（公2）任意後見・成年後見の事務・（公3）遺言執

行・遺産整理業務・(公4)介護保険法に基づく居宅介護支援業務の4つの事業を行うこととして申請しました。

イ 公益認定申請後の内閣府からの質問等

上記の通り公益認定を申請するとき、法人として体制も整い、財政的にも安定しているので公益認定の標準処理期間である4カ月で公益認定が下りるものだと思っていました。

ところが、申請してから3ヵ月経っても担当者から何の連絡もないのでメールで問い合わせたところ、現在申請された内容を検討中で、特に「遺言執行」業務は信託銀行や信託会社の営利企業が行っているのが公益事業ではなく収益事業でないか研究しているところであるという全く予想外の回答が返ってきました。

その後担当者から非常に細かい点まで再三再四にわたり質問がありましたが主なものは以下のとおりです。

- ① 公1～公4の各事業の内容についてどういった理由で福祉の増進に役立っているか
- ② T L E Oグループとして弁護士事務所、税理士法人、行政書士法人等9法人が確認できる。
これらグループ・法人と3S会との関係で特別な利益が生じないか説明してもらいたい。
- ③ 信託会社と契約しているが、信頼性について説明してもらいたい。
- ④ 遺言執行業務、遺産整理事務の公益性判断をいかにしたか。
- ⑤ ホームページや、契約書、パンフレット等を提出させて殆ど公益認定申請に関係のないことを質問してきた。

上記質問がある都度即日又は翌日遅くとも3日以内に回答するようにして来ました。内閣府から

の質問は、同一内容のことを形を変えて聞いてきたり、内閣府が期待する内容の回答をすると更に回答を求めるということが再三ありました。

ウ 内閣府委員会からの質問

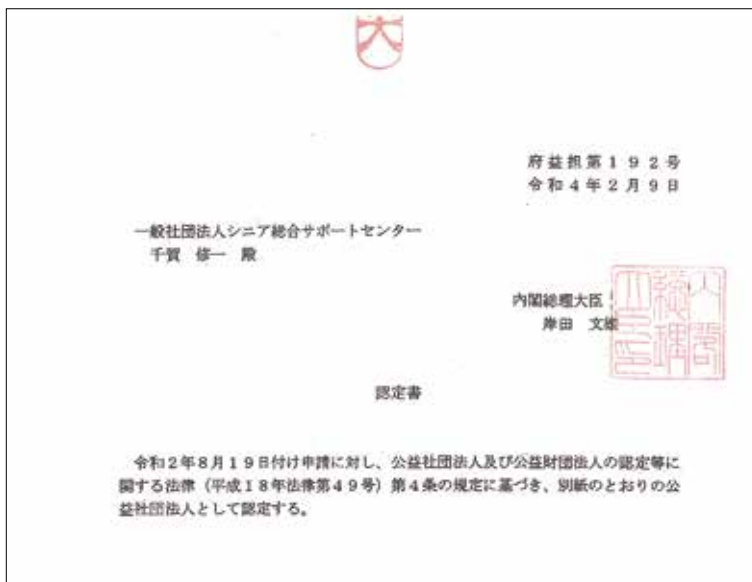
令和3年10月1日担当者から委員会から公益認定等の確認事項として8頁目にわたる質問が出され回答を求められました。この質問は、既に回答済のことが殆どでくり返しの事項ばかりでした。

委員からの質問の中に『①公益法人化の考えについて、公益法人化する理由は如何。寄付を求めず、かつ、利益がでないのであれば、公益法人化する理由が見当たらない(事業計画書では、公益法人化し、多くの高齢者の方に認知して利用してもらうとの記載あり。上記(1)「②民業との違いについて」において、事業計画書の記載に触れたが、公益という信用を使い、利益を増やすためのよう思ってしまうとの意見あり。』という質問がありました。

民間人から選出された委員から、公益法人化する理由が見当たらないという質問が出されたことは驚きであると同時に心外でした。そのうえ、公益という信用を使い、利益を増やすためのよう思ってしまうとの意見が出されたことを知り、現在の委員会は、公益認定を申請する者に対しこのような見方をして修正指導を繰り返すので、申請後取り下げている法人が多いと思いました。

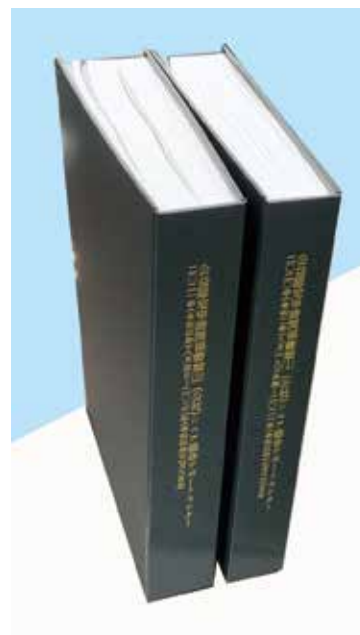
委員会からの多くの項目にわたる質問に対し、同年10月15日付の10頁にわたる印刷した回答書をもって回答しました。公益法人化する理由は、高齢者でサポートを希望する会員がより安心する会となり充実したサポートをするためであり、利益を増やすためでないことも説明しました。

このように詳しく回答したので審査が終了し公益認定が出されると期待しました。ところが、同年12月6日に更に委員からの質問として4項目



【写真左】岸田文夫総理大臣から交付された公益認定書

【写真右】内閣府と交換したメール・提出した書類1,000枚



の内容のことが出されました。申請して1年4カ月経過して今更と思いました。『認定法第5条第4号に定める「特別の利益」の供与がないことの確認として、代表理事であります千賀理事長が関与する法人（TLEOグループ）に対する特別の利益の供与の有無（換言すると千賀理事長への特別の利益の供与）、その防止策について如何。』という質問が再度出されました。これらの質問に対し、同年12月17日回答書（6頁）をもって回答しました。

エ 委員会からの突然の変更要請と公益認定

令和4年1月14日公益認定等委員会が開催され、同委員会において（公3）の遺言執行業務・遺産整理業務と（公4）の居宅介護支援業務は、株式会社が行っている収益事業に該当するとの結論が出された、収益事業とした形に修正するよう補正通知書が届きました。

3S会としては、これまで（公3）・（公4）の事業も公益事業に該当すると再三・再四にわたり説明しており、その当ても公益事業に該当すると思っておりましたが、この補正をすれば公益認定をするということでしたので修正の申告をしました。そ

の結果令和4年2月8日公益認定がなされ、令和2年8月21日に公益認定申請をしてから約1年6ヶ月近くを要しました。

この間内閣府とは、メールでやりとりした回数は224回、メールを含めて提出した書類は約1,000ページになります。

(3) 公益事業支援協会（公支協）の公益認定取得

ア 法人設立の趣旨と事業

アジア共生と3S会の公益認定申請を出して感じたことは、内閣府は、他の行政庁と比較すると公益認定の担当者は高圧的であり、公益認定を受けるには内閣府が要望し納得する回答をしないと、認定手続きを進めないと感じました。

公益認定等委員会は、活動報告書に、各法人の創意工夫や自主性をできるだけ尊重し、「暖かく」審査に臨むと公表しています。

しかしながら事実はこれに反し、審査期間を4ヶ月で終了させるという標準処理期間を内閣府自ら定めて国民に対し公表しておきながら、残念ながら守られていません。

このような状態を改革する必要があると思い、民間の「公益の増進」等を図るために、新法が制定された法の理念に添って、公益法人等の公益活動を行う団体等の設立・運営を支援し、また、公益活動の普及啓発を行うことを目指すことを目的として、令和3年3月1日一般財団法人公益事業支援協会（以下「公支協」と略す。）を設立し同年3月26日に公益認定の申請をしました。この申請のときの公益目的事業としては、

- (公1) 技能実習生に対する奨学金の貸与
- (公2) 公益活動を行う団体の設立・運営に関する相談
- (公3) 公益活動の普及啓発（内訳①セミナーの開催 ②懸賞論文の募集）として申請しました。

イ 申請事業の変更と申請書の書き方

コロナ患者が激増し外国人の入国制限が厳しくなったので、令和3年7月4日の開催の評議員会で技能実習生の奨学金事業を削除することとし、同年7月に内閣府に直ちに連絡して公益申請する事業を上記公2と公3の事業に変更することとしました。

公益認定申請書作成時にどのような書き方をするかについて悩む書類の1つに申請書別表2個別事票の内容について（ワード文書・以下「ワード文書」といいます。）の記載方法です。

ワード文書の内容は、公益認定取得後の法人の活動を拘束するものであるため、法人が創意工夫・自主的な運営活動をするために簡潔にすることが望ましいと考えます。そこで、当法人と同種の相談事業とセミナー事業を行っている公益財団法人公益法人協会（以下「公法協」といいます。）発行の「公益認定申請はやわかり」の133頁に記載されている個別事業の概要を参考に作成しました。また、内閣府が公表している移行認定申請書に記載されている個別事業の内容ワード版の各事業の

内容はいずれも一事業10行以下です。そこで、公益認定申請時に別紙ワード文書1を作成し提出しました。

ウ 内閣府からの指導

申請後内閣府から相談事業・セミナー事業・懸賞論文事業のいずれの事業に関しても再三再四にわたる指導・修正要請がありました。当法人としては、これらの指導については公支協はそのような内容の申請をしていないので指導に従う必要はないと思いながら、指導に従わないと審査が進まないため、担当者の言う通り殆ど従うことにしました。

担当者からの要請

(1) セミナー事業について

対象、講師、参加料、開催回数、開催場所を明示すること

(2) 懸賞論文募集について

テーマ、募集概要、応募方法、選考方法、選考基準、採点表等を明らかにすること

(3) 相談事業について

相談事業は、設立当初はあまり多くないと思われ、小規模で相談員は2名程度で開始する予定でした。

ところが、担当者から公益法人として相談事業をする場合、体制を整える必要があるということで、相談事業の具体的な進め方、相談内容の細目、等々に関して具体的に決めないと審査が進まないため、何度もやり取りしてワード文書を修正しました。

11月19日担当者から本日貴法人の公益認定申請について上級審議があり、公益法人が公益目的事業として、委任、雇用等の関係に限らず士業の方（特に弁護士）を入れて法律事務一般を行うことは弁護士法に違反（弁護士事務所でなければ他人の依頼に応じて業務を行えない）するのではないかとの見解が示されたとメールがありました。



【写真左】岸田文夫総理大臣から交付された公益認定書

【写真右】内閣府内閣府と交換したメール・提出した書類900枚



そのため、添付ファイルのとおり、相談業務において弁護士が対応するような個別内容実務を扱うのではなく、一般的な内容として相談事業を行う内容に修正したので、その内容に修正することについて意見をもらいたい。

これに対し当法人から、同年11月20日弁護士法違反になることはないことは明白であります、この点で争っても公益認定が遅れることを回避したいと思い、相談事業に関し担当者から提示のあった案にメールで内閣府に対し変更することを承認し、ワード文書を下記の内容に変更しました。

「相談内容は、下のとおり、一般法人の設立、公益認定申請、法人運営、会計、税務を中心に、一般的な相談に応じることとし、実務的あるいは個別の内容は扱わないこととする。

相談員と相談者との利害関係が生ずることを排除するため、相談者が実務的な対応を希望する場合であっても、相談員が仕事を直接受任することではなく、当法人においても弁護士・行政書士・税理士等を相談者に紹介することは一切行わず、相談者と弁護士・行政書士・税理士等との契約にも一切関わらないこととする。なお、当該項目にお

ける上記の方針については、当法人のホームページ等にて公開することとする。」

このような経緯をたどり最終的には別紙、ワード文書内閣府の指導により修正した最終補正時のワード文書の内容にして補正申請をし、令和3年12月22日公益認定されました。

公益認定申請後、内閣府とやりとりしたメールは264回、書類は900頁、電話による打合せ50回になりました。

4. 内閣府が不認定にした事例の紹介

(1) 日本尊厳死協会の申請

一般社団法人日本尊厳死協会は平成27年12月22日内閣総理大臣に対し、終末期の過剰な延命治療の拒否を意思表示する「リビング・ウィル」の普及・管理事業は「公益目的事業である」として公益認定の申請をしました。これに対し内閣総理大臣は、平成28年12月9日付で、リビング・ウィルの登録管理事業などを公益目的事業と認めると、医師の医療判断などに大きな影響を与える可能性があるため公益目的事業と認められないとして不認定の処分をしました。

これに対し同法人は「不認定処分取消」を求め訴訟を提起し、東京地裁は、平成31年1月18日「内閣総理大臣がした処分は、その前提を誤ったものとして違法であり、取消を免れない」と判示しました。国は、この判決を不服として控訴しましたが、令和元年10月30日東京高等裁判所は第一審判決を維持する判決を出しました。

(2) 戸田みらい基金の申請

ア 公益認定の申請と不認定の理由

一般財団法人戸田みらい基金は、建設産業における「将来の担い手不足」という課題に資する事業活動を行うことにより、就労機会の拡大、技術、技能の向上を実現するとともに、産業全体の発展に貢献することを目的に平成28年10月3日戸田建設株式会社を設立者として設立されました。

同法人は、内閣府に対し公益認定の申請をしたところ、令和3年9月17日に開催された公益認定委員会において同法人の公益認定申請を不認定とする答案が出されました。

同法人は公益目的事業として「建設産業の発展に向けた将来の担い手に対する支援事業」を申請し、具体的には下記の事業です。

- (1) 若手技能者の採用、育成、資格取得にかかる助成事業
- (2) 建設に関する教育振興に係る助成事業
- (3) 外国人技能実習制度等の普及促進に係る事業

この申請に対し公益認定等委員会が不認定処分した理由の骨子は以下の通りです。

特別の利益の不供与

- ① 公益法人は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために公益目的事業を行うことから（認定法第1条、第2条第4号、第5条第1号）、特定の者に対してのみ特別の利益を供与することは、公益法人のあり方として適当ではないことにある。

- ② 申請法人は、申請書において、「建設産業の発展に向けた、将来の担い手に対する支援事業」を掲げており、営利団体・企業等を対象とした「若手技能者の採用、育成、資格取得に係る助成事業」を実施することとしている。
- ③ 建設産業においては、協力会社的な元受け下請けの依存関係が一般的であり、また、申請法人の設立者に係る特定の建設会社（以下申請法人設立会社）という。）を含め、複数の建設会社が、協力会社に属する者等を対象として、人材確保・育成のため、手当等を伴う技能認定等を実施しているものと認められる。
- ④ 申請法人が行う助成事業の受益者が、申請法人の設立者に係る建設会社の協力会社に偏ることとなる契機を孕んでいることに鑑みれば、当該助成事業は、ガイドラインにおける「社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与」に該当するとの懸念を払拭することができず、「その事業を行うにあたり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者として政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。（後略）」との公益認定の基準（認定法大5条第4号）に適合すると認めることは困難である。

イ. 公益認定法の規定を骨抜きにする決定

不認定答申においては、「申請法人と申請法人設立会社とは別個の法人格を有するものの、同一条件であれば申請法人設立会社の協力会社に対する助成を選好するなど、協力会社に対し支援をそこなう誘因を有していないとまで言えず」と一方的に申請法人設立会社の影響を前提とした答申となっています。

また、助成実施前にも関わらずに、助成結果が

「協力会社に対する助成に偏ること」ことを一方的に想像したうえで、ガイドラインにおける「社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与」に該当するとの懸念を払拭することができないとして、認定法第5条第4号に適合すると認めることは困難と判断している委員会の判断は問題であると考えます。

5. 新しい資本主義の実現に向けて

政府は、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現していくため、内閣に、新しい資本主義実現本部を設置しました。

新しい資本主義の実現に向けたビジョンを示し、その具体化を進めるため、新しい資本主義実現会議を開催しています。

令和4年4月28日に開催された第6回会議において、日本経済団体連合会会長十倉雅和氏は、公益法人制度に関し以下のことを提案しています。

民間による公益活動を活性化する視点からの公益法人制度改革

企業による公益活動の一形態である企業財団の活性化に向けて、以下の視点からの制度改革が必要。

- (1) 公益事業の認定及び変更の柔軟化・迅速化
- (2) 収支相償原則の緩和
- (3) 遊休財産規制の緩和
- (4) (企業)財団の合併、統合の柔軟化

経済界においても公益法人制度改革が必要と考えています。

6. 公益法人制度の改革について

内閣府は、令和3年12月に「公益法人の概況及び・公益認定委員会の活動報告」を発表しており、それによると2008年から2020年度まで公益認定を受けた法人は合計860法人(年平均78件)

にすぎません。

また、内閣府は「審査にあたって、各法人の創意工夫や自主性をできる限り尊重し、「暖かく」審査に臨むこととしている。内閣府と連携し、認定や認可の審査の標準処理期間を定め、申請から4ヵ月(変更認定申請については40日)以内に審査を行うことを目指し、多様な公益の担い手が積極的に公益目的事業を行うことができるよう「柔軟かつ迅速な審査」を進めた。」と公表していますが、申請法人の自主性を尊重するよりは、公益認定後の管理を中心として審査しているため、審査に時間がかかり、また、あまりにも公益認定制度と関係のない質問が多いため、取り下げている法人が多いのではないかと推測します。

「民間の、民間による、民間のための公益法人制度」とする画期的な改革が行われ、新しい時代の公益を担うために、そして、温かみと深みのある社会の実現のために、多くの領域で多様な公益法人が生まれることを期待して新公益法人制度がスタートしました。しかし、現実には、この理想と大きく乖離しています。

経済界においても公益制度改革の必要性を提言しており、公益法人の関係者全員が初心に帰り、公益法人が活動しやすい制度及び新たな公益法人が多く認定される制度にするためにはどうするかを真剣に考えるときが来ていると思います。

今回公益法人にアンケートをお願いするのは、今後公益法人制度をどう改革すべきかということを検討する重要な資料となりますので、ご多忙のことと存じますが是非ご回答下さるようお願い申し上げます。

令和4年7月6日

公益法人代表者各位

公益財団法人公益事業支援協会
代表理事 千賀 修一

◆公益認定申請時のワード文書

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

事業番号 公2

事業の内容 公益事業を行う組織の設立・運営の支援

(2) 事業の概要について

1. (事業を行う趣旨)

平成14年までは、公益法人を設定するには主務官庁から許可を取得する必要があるが、公益法人設立に困難な面があった。そこで平成14年行政改革会議において、最近の社会・経済情勢の進展をふまえ公共の分野を「民間」も担っていくというのが必要であり、そのためには民間非営利活動を促進し、社会の活力を増す社会経済システムを確立することが必要であるということから、公益法人3法が制定され新制度に切り替えられた。

一般法人法施行により、公益認定のために必要な手続に関する書籍も多いうえ内閣府公益認定委員会から詳細な手続書が出されていることから、一般法人から公益認定を取得する法人が増えると思われた。

2020年1月現在の財団・社団の数は、公益財団法人5,521、一般財団法人7,496、公益社団法人4,197、一般社団法人59,901ある。

しかしながら、一般法人法施行後に公益認定を受けた法人は年間70件程度であり、「公益の増進」を目指した立法趣旨の目的を達成していない。

公益法人の最大の利点は、寄附金及び収益事業を行い利益を得たとしても課税されないという税制優遇措置があり恩恵を受けることができる点である。それゆえ寄附金を集めることができ公益事業を推進できるので、公益法人を増やす必要がある。

2. (事業の内容)

現在一般財団・社団法人と登録している法人が65,422法人があり、これらの法人のうち公益認定を受けた方がより公益活動を行うことができる法人が多いと思われるのでそれらの法人が公益認定を受けるための手続を支援する。

また、これから公益法人を設立したいと思っている

人に対して、一般法人の設立から公益認定を受けるための手続を支援する。

そこで、当法人の事業として公益認定及び公益認定後の運営を全面的に支援するため以下の事業を行う。

- (1) 民間非営利活動の新たな創出を支援するため個人や企業が一般社団・財団法人を設立するときに必要な相談
- (2) 公益認定を受けるために必要な手続についての支援と公益認定申請書作成に関する相談
- (3) 公益活動を行っている法人の運営についての相談

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

事業番号 公3

事業の内容 公益事業を行う組織の普及啓発事業

(2) 事業の概要について

1. (事業を行う趣旨)

21世紀に入り、グローバル化が急速に進展し、世界的規模で産業が再編され、市場原理重視、規制緩和で利益第一に考える社会構造となり、貧富の差が広がり、自殺者が増え、子供の貧困も大きな問題となっている。

このような社会を変革するためには、<ヒト・ココロ>本位の人間が人間らしく生きるために、公益活動がより活発に行われることが必要である。そこで、公益活動をどのように行うことが社会的に有用であるかについてのセミナーを行うとともに懸賞論文を募集し、これを審査したうえ表彰する。

2. (事業の内容)

(1) 公共事業を推進するためのセミナー

- ① 対象
一般社団法人・一般財団法人を設立して公益事業を行いたいと思う個人・法人の役職員。
- ② セミナー講師
公益事業を行っている団体の役員、学者等。

③ セミナーは参加者無料とする。

(2) 懸賞論文の募集

公益事業を推進するためにどのような事業を行って成果を挙げているかまたは今後どのような公益事業を行うことが世のため人のためになるかについての懸賞論文を以下の要領で募集する。

- ① 懸賞論文の賞金は1回につき合計250万円とする。
- ② 応募対象者は、個人・法人・グループのいずれも可とする。
- ③ ホームページ・新聞・雑誌等に懸賞論文募集の広告をする。
- ④ 表彰を受けた論文は、ホームページに掲載する。

(3) 選考方法について

懸賞論文の選考を公正に行うため、懸賞論文審査委員会規程を制定し、委員会において審査を行う。

選考委員は5名～7名とし、選考委員の資格は以下の通りとする。

- ① 公益事業に取り組んでいる人
- ② 公益事業について研究している人
- ③ その他公益事業推進について書籍等で提言している人
- ④ 当法人の役員でない人
- ⑤ 当法人の役員の親族又は特別の利害関係のない人

以 上

◆内閣府の指導により修正した最終補正時のワード文書

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

事業番号 公1

事業の内容 公益活動を行う団体等に対する法人の設立・運営支援及び公益活動の普及啓発

(2) 事業の概要について

1. 趣旨(目的)・まとめた理由

21世紀に入り、グローバル化が急速に進展し、世界的規模で産業が再編され、市場原理重視、規制緩和で利益第一に考える社会構造となり、貧富の差が広がり、自殺者が増え、子供の貧困も大きな問題となっ

ている。このような社会を変革するためには、<ヒト・ココロ>本位の人間が人間らしく生きるために、公益活動がより活発に行われることが必要である。このような社会・経済情勢の進展をふまえ公共の分野を「民間」も担っていくというのが必要であり、そのためには民間非営利活動を促進し、社会の活力を増す社会経済システムを確立することが必要である。

そこで、民間の「公益の増進」等を図るために、公益法人等の公益活動を行う団体等の設立・運営を支援し、また、公益活動の普及啓発を行うことを目指す。

以下の(2)事業のア・イの各事業は、共通の目的を達成する手段と位置付けられることから一つにまとめた。

2. 事業

ア 公益活動を行う団体等の設立・運営の支援

民間非営利活動の新たな創出を支援するため以下の相談事業(以下「相談事業」という。)を行う。

(相談事業の内容)

- ① 民間非営利活動の新たな創出を支援するための個人や企業からの一般社団・財団法人等の設立に関する相談
- ② 公益認定を受けるために必要な手続に関する相談
- ③ 公益法人等の公益活動を行っている法人の運営についての相談

(相談事業の具体的な進め方)

- ① 相談は、相談希望者から電話又はメールで相談の申込みを受け、相談員と相談日時、相談の方式を決定する。
- ② 相談の方式は、相談希望者が当法人へ来訪して相談員と対面で行う面談相談(当法人で長期に賃借している会議室で面談する。)と電話相談又はオンライン相談のいずれの方式も可とし、相談時間は1回当たり1時間以内、相談料は当初2回までは無料、3回目以降は所定の相談料(面談相談・オンライン・電話相談のいずれも5,500円程度(消費税込み、以下同じ。))を申し受ける。なお、当協会の活動の趣旨に賛同して当協会の普通会员又は賛助会員(以下「会員」という。)に加入された方の相談料は無料とする。
- ③ 相談は、弁護士2名(うち理事長1名)その他相談員1名・公認会計士3名が相談員として担当する。理事長が相談を担当したときは無報酬とし、

他の相談員に対しては、面談・電話・オンライン相談の各区分に応じて1時間当たり所定の報酬を支払う。なお、相談開始の当初は、理事長と相談員1名合計2名で相談に応じるケースもある。初年度の相談件数は、面談相談120件・電話・オンライン相談60件、計180件を予定している。

④ 相談内容の細目・相談員体制

(相談内容の細目)

相談内容は、下のとおり、一般法人の設立、公益認定申請、法人運営、会計、税務相談を中心に、一般的な相談に応じることとし、実務的あるいは個別の内容は扱わないこととする。

相談員と相談者との利害関係が生ずることを排除するため、相談者が実務的な対応を希望する場合であっても、相談員が仕事を直接受任することはなく、当法人においても弁護士・行政書士・税理士等を相談者に紹介することは一切行わず、相談者と弁護士・行政書士・税理士等との契約にも一切関わらないこととする。

なお、当該項目における上記の方針については、当法人のホームページ等にて公開することとする。

a 一般社団法人・一般財団法人の設立及び公益認定申請手続

一般法人を設立した後、公益認定を受けることに関する手続等

b 法人運営

・法人運営

社員総会・評議員会・理事会の招集・開催、役員
の改選、役員の責任と役割等

・行政庁への手続等

定期提出書類、変更認定・変更認可等各種申請
届出等

c 会計

・予算書、計算書類等の作成方法

・区分経理と経費・人件費の配賦

d 税務

・法人税、消費税等の処理

・個人寄附金の所得控除／税額控除

・法人寄附金の税務

⑤ 相談員運営体制

・一般法人設立・公益認定・運営・登記手続・・・

弁護士・税理士・公認会計士(公益認定等に係る

行政庁経験者)である相談員3名で対応

・税務・会計・・・公認会計士・税理士である相談員3名で対応

イ. 公益活動の普及啓発

(ア) 公益活動の普及啓発を推進するためのセミナーを開催(セミナーの参加対象、開催回数等)

① 参加対象

公益活動を行いたいと思う個人・法人の役職員その他非営利法人について研究をしたいと思う学者・弁護士・公認会計士・税理士・行政書士その他非営利法人制度について研究したいと思う人。

② セミナーの講師

公益活動団体の役職員・学者・弁護士・公認会計士・税理士・司法書士・行政書士等

③ セミナーの参加料は、会員は無料、会員以外の者は所定の参加料(3,000円程度)を申し受ける。

④ セミナーの開催は、毎年6回行う。

⑤ セミナー会場は、虎ノ門法経ホールを使用し、参加者の人数は、1回につき50名(先着順)とする。(WEBによる参加も可とする。)

(イ) 懸賞論文の募集

懸賞論文募集要領に基づき、毎年度募集要項を定めて年1回懸賞論文を募集する。令和3年度においては、懸賞論文のテーマを、

① 公益活動を推進してどのような事業を行って成果を挙げ、今後より発展させるためにどのような取り組みをするかについての提言、または、

② 先見性に富み、民間人による柔軟かつ機動的な活動を展開し、公益の増進を実現することについての提言、

としている。懸賞論文のテーマは、毎年度、懸賞論文審査委員会の答申を受けて理事会で決定する。

(懸賞論文の募集・選考・表彰等の概要)

◆賞の内容

最優秀賞：1人 賞金100万円

優秀賞：1人 賞金50万円

佳作：5人 賞金1人につき10万円・合計50万円

◆応募期間

10月1日～翌年1月末日

◆応募規定

応募論文…ワードで作成する。A4判縦(横書き)。

32 字× 30 行、文字サイズは 12 ポイント。
総文字数 … 10,000 字～ 18,000 字 (図、表は別)
1,000 字～ 1,500 字の要旨をつける。
表紙 → 要旨 → 目次・論文の順で記述

◆応募方法

懸賞論文専用 BOX へ投稿 (応募期間のみ公開)

◆応募資格

特に限定しない。個人・法人・グループも可とする。
応募者の経歴を求める。

◆審査発表

翌年 3 月下旬に審査結果を郵送にて通知

◆表彰式

翌年 4 月下旬 虎の門法経ホールにて開催

◆受賞者の承諾事項

受賞者の氏名・経歴・論文は、当財団のホームページや新聞その他のマスコミなどに公表する。

◆選考方法

- ・応募者が多い場合は、審査委員の審査の前に査読委員に依頼し、候補作品を 20 件程度に絞る。
- ・審査委員は外部の人に依頼することとし、その選任は次の要件に該当する人を理事会で選考し決定する。

- ① 公益活動に取り組んでいる人
- ② 公益活動について研究している人
- ③ 公益法人の理事・評議員・監事の職にある人又はその経験者
- ④ その他公益活動推進について書籍等で提言している人
- ⑤ 当法人の評議員・理事及び監事は、審査委員になることはできない。
- ⑥ 当法人の評議員・理事及び監事の親族又は特別な利害関係を有する者は、審査委員になることはできない。

- ・査読委員は、応募総数が概ね 20 件を超える場合に当法人外部の公益活動の専門家等に依頼することとし、応募総数に応じて 1 名当り 30 件を限度に必要なに応じて人数を追加する。また、査読委員の論文評価に当たっては、以下に記載の審査委員

の審査と同じ選考基準及び採点表により行うこととし、査読委員の合計点平均が高い順に 20 件程度に絞る方法によるものとする。

- ・査読委員及び審査委員は、応募者との利害関係者がある場合には当該応募者から提出された論文の査読・審査には加わらないこととする。
- ・査読委員が査読して絞った論文を審査委員に送る。審査委員が一同に会して審査委員会を開催し協議のうえ、最優秀、優秀、佳作を決める。

(選考基準・選考方法等)

◆選考基準 (令和 3 年度の場合)

次の基準について審査する。

- ① 具体性
- ② 有効性
- ③ 発展性
- ④ 実現可能性
- ⑤ 先見性
- ⑥ 表現力

(選考基準は懸賞論文審査委員会の答申を受けて理事会にて決定する。また、必要に応じ、テーマに合わせ、同様のプロセスにて変更することがあり得る。)

◆採点表

審査委員は、論文審査にあたり選考基準の各項目について以下の点数をつける。

- A. 特に優れている (4 点)
- B. 優れている (3 点)
- C. 普通 (2 点)
- D. 劣っている (1 点)

A から D の評価を行い、点数化し、各項目の合計得点 (審査委員平均) の高い順に表を作り最終的には審査委員による審議により決定する。

(3) 財源等

アの相談事業において有料相談は一部であり、イのセミナーも有料参加者は一部に限られることから、公 1 事業全体として赤字になることが見込まれる。事業の費用には、一般寄付金並びに会員の入会金及び年会費をあてる。

以上